

## 一 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（法第5条第1項～第7項）

- ・ 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの)の場合は、次の表に掲げる額
- ・ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅)の場合は、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じて、次の表に掲げる額
- ★ 建築基準法関係規定の審査を受ける場合(法第6条第2項による申出)は、建築物などの確認申請手数料が加算されます。

(一) 新築しようとするとき			
1	登録住宅性能評価機関が作成した確認書（※1）又は住宅性能評価書（※2）を提出する場合		
	一戸建ての住宅	7,100円	
	共同住宅等	100平方メートル以内のもの	7,100円
		100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	13,000円
		500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	22,000円
		1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	32,000円
		2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	57,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	94,000円		
2	1 以外の場合		
	一戸建ての住宅	52,000円	
	共同住宅等	100平方メートル以内のもの	52,000円
		100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	122,000円
		500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	196,000円
		1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	386,000円
		2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	691,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1,188,000円		

(二) 増築若しくは改築しようとするとき又は建築行為を行わない場合			
1	登録住宅性能評価機関が作成した確認書（※1）又は住宅性能評価書（※2）を提出する場合		
	一戸建ての住宅	10,000円	
	共同住宅等	100平方メートル以内のもの	10,000円
		100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	19,000円
		500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	33,000円
		1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	47,000円
		2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	85,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	140,000円		
2	1 以外の場合		
	一戸建ての住宅	78,000円	
	共同住宅等	100平方メートル以内のもの	78,000円
		100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	183,000円
		500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	293,000円
		1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	579,000円
		2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1,037,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1,782,000円		

※1 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する確認書

※2 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅性能評価書

## 二 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料（法第8条第1項）

- ・ 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの)の場合は、上記の表に掲げる額
- ・ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅)の場合は、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)の合計に応じて、上記の表に掲げる額
- ★ 建築基準法関係規定の審査を受ける場合(法第6条第2項による申出)は、建築物などの確認申請手数料が加算されます。